

相原かずゆき

第八号

「議会報告」



討議資料

こんにちは、相原です。今回は、平成25年 習志野市議会 第一回定例会の議会報告です。現在の習志野市が抱える大きな課題は、東日本大震災の復旧・復興が最優先課題ということもありませんが、昨年9月議会でも一般質問した老朽化した公共施設の再生です。しかし124か所の公共施設再生計画の対象施設から「音楽のまち習志野」を支えてきた習志野文化ホールは外れています。そこで、今回の定例会では、開館から35年を迎える習志野文化ホールの現状と課題について焦点を当て一般質問を行いました。詳しくは中面をご参照ください。



先月、第6回議会報告会にお集まりいただいた地域の方々とお知り合いの方々とお知り合いの方々と第1回国会議事堂見学をしてみました。あいにくの天候でしたが、桜も満開で事故もなく参加された皆様が無事に帰ってこられてホッとしております。相原和幸

平成25年 習志野市議会 第一回定例会 【一般質問内容】

1. 習志野文化ホールの現状と課題について
2. 通学路の安全性の確保について

平成25年 習志野市議会 第一回定例会が、2月19日から3月22日まで開かれました。一般質問は、3月6日に行いました。主な内容は、上記の通りです。習志野市ホームページ内(市議会 議会中継)においても動画配信をしております。

- 所属会派・元気な習志野をつくる会(平成23年5月2日～平成25年3月31日)
・環境みらい(平成25年4月1日より環境都市習志野をめざし超党派で結成)
- 所属委員会
○環境経済常任委員会 ○農業委員会 ○習志野市議会報編集委員会
○一般会計予算特別委員会 ○公共施設調査特別委員会

「質問」これまで、指定管理者制度の導入により市民サービスの低下につながった事例はあったのか伺う。

「回答」特にない。

「質問」仮に直営である指定管理者制度を採用した場合、メリットとデメリットについて伺う。

「回答」メリットとしては、直営として指定管理者制度を導入した場合、習志野文化ホールの管理運営は市としての芸術文化の振興の一環に位置付けられ、長期的なスパンで歩みを共にすることになる。具体的には施設の老朽化にしても、公共施設の再生計画とあわせて検討され、その工事費用には起債が利用できる。利用についても、市の使用料と同様の基準で算定し、見直しが行われる。また、予算決算につきましても市議会での審議の対象となり、市民に

広く実情を知ってもらうことができる。一方、デメリットとしては、その收支内容が、市一般会計の中に組み入れられることにより、習志野文化ホールの経営状況が見えなくなってしまうこと、解散した法人の多額の借入金等を市が負債として受入れなければならぬこと、本市の芸術文化の振興に寄与してきた法人職員を解雇することになるなどが挙げられる。

△参考▽指定管理者制度における最高責任者(決定権者)は市長になるということ。

●習志野文化ホールの経営改革・運営改革をすすめるための自主自立の経営を望む。

●習志野文化ホールは公共施設再生計画の中に組み込んでいただきたい。

公共施設再生計画
<124の公共施設が対象>
新庁舎・消防庁舎・学校施設
・公民館・図書館など

公共施設再生計画
対象外の施設 → 習志野文化ホール

◎第七回「議会報告会」開催のお知らせ◎

7月28日(日) 会場:鷺沼集会所
【根神社の下(社務所)】

15:00より受付開始 開催時間15:30～17:00

議会報告会を通じ、みんなの声を市政に届け、地域における諸問題を少しでも改善していきたいと考えております。是非この機会に、ご友人・知人の方をお誘い合わせの上、ご参加いただけますようご案内申し上げます。なお、議会報告会は参議院選挙の日程により急きょ変更される場合もありますので予めご了承ください。

★ご希望があれば、出張議会報告会も行います。お気軽に相原携帯までご連絡ください。

相原和幸 後援会事務所 連絡先

〒275-0014 習志野市鷺沼1-11-14
自宅Tel・Fax: 047-453-2918
携帯電話: 090-2478-7979

ホームページを作成しました。

e-mail: rj140124-2729@tbz.t-com.ne.jp

プロフィール

- 昭和46年10月誕生 ●習志野市立鷺沼保育所
- 習志野市立鷺沼小学校 ●習志野市立第三中学校
- 千葉県立船橋古和釜高等学校 ●東洋大学経営学部経営学科 卒業
- 平成22年10月印刷会社 退職
- 平成23年4月習志野市議会議員(初当選)

スポーツ・趣味

- 剣道:5歳から小学5年生まで ●書道:小学1年生から中学3年生まで ●バスケットボール:現在も地元で活動中
- 旅行:日本全国(沖縄県以外)を自然調査も含め大学時代に実施
- 音楽鑑賞:ジャンルを問わず和太鼓演奏なども ●映画鑑賞:心に残る映画(シンドラーのリスト)



<http://aihara1971.com/>

一般質問

習志野文化ホールの現状と課題について

「質問」今後二十五年を見据えた新庁舎建設も含め百二十四個の公共施設再生計画が本年九月に発表されると思うが、習志野文化ホールは、公共施設再生計画対象施設に該当していない。そこで習志野文化ホールの老朽化対策についてどのような計画がされているのか、現状と課題について伺う。

（約二億四千万円の費用）を予定している。またその後、平成三十年度には集中的に行う大規模改修工事（約十二億九千万円）を予定している。尚、これらの改修工事実施の財源確保と工事に伴う休館などの課題がある。今後、習志野文化ホールが市民に愛され安全で快適なホール施設として活用されるよう、教育委員会としても、公益法人と協議し最善の策を講じる。

「質問」習志野文化ホールについて市長は、建て替え・移転建設等ではなく、現在の施設の老朽化対策であり、長寿命化を図りたいということと間違いないか伺う。

「回答」習志野文化ホールは鉄筋コンクリート建築であるため、その耐用年数を六十年程度と見込んでいます。そのため、開館三十五年を迎えた今は、建て替えや移転

「回答」平成二十一年度から平成三十年度までを期間とする「第二期大規模改修工事計画」を策定している。その中で、まず平成二十七年には、できるだけ速やかに改修を要する漏水を防ぐための中規模改修工事

「回答」習志野文化ホールは鉄筋コンクリート建築であるため、その耐用年数を六十年程度と見込んでいます。そのため、開館三十五年を迎えた今は、建て替えや移転

ではなく、今後の二十五年を見据えて策定いたしました計画に基づいて、施設整備を進めていく方針であると伺っている。なお、習志野文化ホールは施設の構造上、長寿命化については、モリシアとの協議が必要であるとのこと。

「質問」先ほどの改修工事費用はどのように賄うつもりなのか伺う。

「回答」教育委員会としては、習志野文化ホールが今後も市民に愛され、安全、安心で快適なホール施設として活用されるよう、改修工事の費用については、補助金での対応などの手法を検討している。

「参考」公益財団法人認定に関する法律（平成十八年六月）により公益社団法人・公益財団法人として満たすべき主たる要件は、公益目的事業比率が全支出の五十%以

上であること、収支相償、遊休財産額が約一年分の公益目的事業費の額を超えないことなどである。また、収支相償は、赤字事業でなければ公益目的事業として認定されないとか、赤字を補助金で埋める法人でなければ公益認定されないという認識にはならないでほしい。

「質問」今後の中規模・大規模改修工事の金額は誰が調べたものか伺う。

「回答」法人が業者数社から予算編成のために参考に見積もったものであり、この見積もりは平成二十四年七月から九月にかけて、項目ごとに設計施工業者から徴取したと伺っている。

「質問」その算出金額の妥当性は、どのようにチェックをするつもりか伺う。

「回答」今後の改修工事費用につきましては、

「質問」現在の公益財団法人習志野文化ホールの運営面につきましては、次の三つの手法により、随時状況を確認し、必要に応じて指導等を行っている。一つ目は、市職員を理事会及び事務局に派遣し、法人の実務そのものに直接携わっている。二つ目は、当該法人は、市の補助団体であることから、一年に一度、市の定期監査を受けることとしている。三つ目は、所管部署である社会教育課で、予算編成時には、次年度の事業計画及び予算案を、決算時には、事業報告及び決算状況を確認し、事業報告書及び決算書については、例年、会計年度の翌年度六月定例会にて報告している。以上、現状において当該法人の運営状況等は確認できており、適時支援や助言、場合によっては指導できる機会も確保されている。しかし、第三者によるチェックは、

工事内容の項目ごとに、設計施工業者数社が見積もったものでありますことから、その内容は妥当と判断している。公益財団法人習志野文化ホールの契約事務に係る内規では、今後の手続きにおいて、契約は、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約によるものとされ、指名競争入札の場合は、原則、習志野市競争入札参加資格者名簿に登録された者の中より、参加者を指名して行うものとしている。また、契約にあたっては、理事会に付さなければならぬなど、更なる適正な手続きが必要となっている。以上のことから、手続きの過程においてチェック機能は十分担保できると考えている。

「質問」公益財団法人習志野文化ホールが、文教住宅都市憲章のもとというならば、市長は指摘すべき立場にいる。

なぜなら、文教住宅都市憲章の第六条に「市長は、文教住宅都市としての機能を保持するため必要があるときは、他の団体に協力を求め、又は適切に指導を行わなければならない」とある。では、これまでどのような指摘をしてきたのか伺う。

「回答」市及び教育委員会としては、習志野文化ホールが文教住宅都市憲章の趣旨のもと、文化の核としてその役割を果たしてきたことを十分認識していることから、公益財団法人習志野文化ホールの経営の安定を図るため、補助金を交付するとともに、運営などを掌る理事会に理事として企画政策部長、生涯学習部長の2名を、監事として財政部長を、平成二十四年度現在において職員1名を派遣し、法人を支援してきた。

「質問」習志野文化ホールは、今後存続することは可能なか伺う。

「質問」習志野文化ホールは、今後存続することは可能なか伺う。

「回答」習志野文化ホールの最大でかつ喫緊の課題は建物老朽化である。それを維持回復し、存続していくためには、多額の経費が見込まれ、現状ではその財源手当も大きな課題となっている。仮に補助金など、公費を投入する場合にあっては、法人には、一層の経営努力を要請していくこととなる。教育委員会としては、法人や市と協議する中で、補助対象経費の見直しを含めて検討していく。

「質問」都道府県をはじめ政令指定都市や中核市においては外部監査が義務づけられているが、習志野市は義務付けられていない中、公益財団法人習志野文化ホールの経営体制に対し、条例制定すれば外部監査が可能になる。そこで、習志野文化ホールにおいて外部監査を実施し運営面等をチェックするような考えはあるのか伺う。

「回答」現在、公益財団法人習志野文化ホールの運営面につきましては、次の三つの手法により、随時状況を確認し、必要に応じて指導等を行っている。一つ目は、市職員を理事会及び事務局に派遣し、法人の実務そのものに直接携わっている。二つ目は、当該法人は、市の補助団体であることから、一年に一度、市の定期監査を受けることとしている。三つ目は、所管部署である社会教育課で、予算編成時には、次年度の事業計画及び予算案を、決算時には、事業報告及び決算状況を確認し、事業報告書及び決算書については、例年、会計年度の翌年度六月定例会にて報告している。以上、現状において当該法人の運営状況等は確認できており、適時支援や助言、場合によっては指導できる機会も確保されている。しかし、第三者によるチェックは、

「質問」現在の公益財団法人習志野文化ホールの運営面につきましては、次の三つの手法により、随時状況を確認し、必要に応じて指導等を行っている。一つ目は、市職員を理事会及び事務局に派遣し、法人の実務そのものに直接携わっている。二つ目は、当該法人は、市の補助団体であることから、一年に一度、市の定期監査を受けることとしている。三つ目は、所管部署である社会教育課で、予算編成時には、次年度の事業計画及び予算案を、決算時には、事業報告及び決算状況を確認し、事業報告書及び決算書については、例年、会計年度の翌年度六月定例会にて報告している。以上、現状において当該法人の運営状況等は確認できており、適時支援や助言、場合によっては指導できる機会も確保されている。しかし、第三者によるチェックは、

「質問」現在の公益財団法人習志野文化ホールの運営面につきましては、次の三つの手法により、随時状況を確認し、必要に応じて指導等を行っている。一つ目は、市職員を理事会及び事務局に派遣し、法人の実務そのものに直接携わっている。二つ目は、当該法人は、市の補助団体であることから、一年に一度、市の定期監査を受けることとしている。三つ目は、所管部署である社会教育課で、予算編成時には、次年度の事業計画及び予算案を、決算時には、事業報告及び決算状況を確認し、事業報告書及び決算書については、例年、会計年度の翌年度六月定例会にて報告している。以上、現状において当該法人の運営状況等は確認できており、適時支援や助言、場合によっては指導できる機会も確保されている。しかし、第三者によるチェックは、

「質問」最初に、協議

の時期については、教育委員会としては、習志野文化ホールの改修工事の実施にあたり、今後、工事費用の借入れによる正味財産の減少に合わせ、補助金の増額等の課題に対して、平成二十五年上半期、できれば平成二十六年年度予算編成前までに協議をし方針を打ち出せればと考えている。次に、習志野文化ホールの利用方法・予約方法については、習志野文化ホール管理規程第四条により、使用しようとする日の十二カ月前の月の初日から受付をしているが、学校行事及び生涯学習関係の行事で、特に認められた場合は、この日より前に優先受付している。法人では、文化ホールの効率的・効果的利用のため、優先受付行事との利用調整に加え、使用料や減免規定の見直しも図っていると伺っている。

裏面に続きます。